

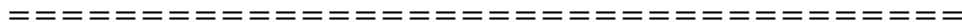


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2554

2010.8.18

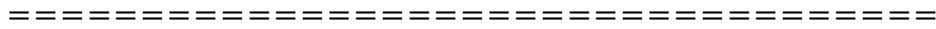
<http://www.tse.or.jp/>



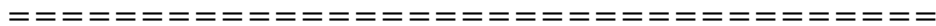
【本日の目次】

- 1.市場トピックス
  - ◆制度信用銘柄の選定についてのお知らせ
- 2.市況情報
  - ◆本日の株価指標等
  - ◆ランキング情報
  - ◆前・後場概況
- 3.スタンダード&プアーズ通信
- 4.その他
  - ◆東証ホームページの更新情報
    - プログラム売買(8月9日～8月13日売買取引分)
    - 信用取引現在高(8月13日申込現在分)

**5.証券取引等監視委員会からの寄稿**



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。



**5.証券取引等監視委員会からの寄稿**

投稿No16

「開示検査について(その1)」

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

7月30日付の人事異動により、佐々木より、総務課長職を引き継ぐこととなったところ、引き続き、本コーナーについても寄稿をお許しいただいたことから、佐々木と同様に、監視委員会の活動を報告させていただくとともに、皆様方への情報発信の場として活用させていただきたくお願いするところである。

さて、これまでは、不公正取引、不公正ファイナンスに係る具体的な事例を踏まえて、皆様方にもご参考となる情報の提供等をさせていただいたところであるが、東証における上場企業の本義とも言えるのは、正しい財務情報等の提供により、投資家に対する責務を果たすとともに、市場の資源配分機能を有効に機能させることである。すなわち、投資家は、上場企業から正確な情報が発信されていると信

じて、これに投資するものであり、その正確性が確保されていなければ、投資家保護が図られず、本来資源配分されるべき企業に資源が配分されないこととなり、市場の機能がゆがみ、ひいては、我が国経済に悪影響を及ぼすこととなるものである。

こうしたことから、上場企業には、金融商品取引法に基づく、様々の開示書類の提出・公表が義務付けられ、その不開示・虚偽記載等には、刑罰や課徴金をもって制裁が課されることとなっているものである。もとより、正確な情報開示は、上場企業自身、更には、公認会計士、金融証券取引所等の様々な関与をもって、自律的に果たされるべきものであるが、不幸にして、そうした自律的メカニズムが働かない時には、市場の健全性を守る観点から、監視委員会の検査により、虚偽の記載等を迅速に正し、必要な場合には制裁を課す必要がある。

したがって、監視委員会は、東証等の金融商品取引所の上場審査・管理部局と連携しつつ、また、様々なルートからの提供情報、さらには、委員会内の専門スタッフによる独自の分析等により、問題事案の抽出に勤めているところである。

そして、開示検査にあたっては、

- (1) 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- (2) ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、資本市場の機能の十全な発揮と、市場に対する投資家の信頼を確保することを目的として、日夜、監視に努めているところである。

具体的な運営方針としては、

- (1) 証券市場に関わる各種の公開・非公開情報の的確な収集分析
- (2) 検査技術、手法の改善に向けた不断の努力
- (3) 関連する他の行政部門や幅広い市場関係者との連携
- (4) 開示義務者等が自律的に適正な開示を行うための環境整備を掲げている。

したがって、上場企業の内部で、虚偽記載に良心の呵責に耐えかねている方、また、取引先等の経理処理に問題を感じておられる方等は、どうか、当委員会へのアクセスをお願いしたい。そうした方々からもたらされる情報が、極めて多数の投資家の被害を未然に防止することにつながるだけでなく、当該企業が自律的に正確な情報開示が出来るよう態勢が改善されることが、その企業が資本市場の一員として生きていくためにも、また、日本の市場のためにも、必要なことだからである。

そうした情報提供を、いぜんとして「たれこみ」とみなす向きもあるかもしれないが、公益通報制度の制度化により、そうした通報は制度的にも守られており、ちょっとした情報提供が、虚偽記載を重大な問題意識なく行っている企業の再生につながることもあり得るのである。すなわち、開示検査の成果としては、起きてしまった虚偽記載への事後的な課徴金等の制裁を課すことも重要ではあるが、「具体的な運営方針」の(4)に掲げた「開示義務者等が自律的に適正な開示を行うため

の環境整備」が図られ、事後的な制裁をとらずとも正しい情報が市場に開示されている状態が作り出されることが求められるところなのであり、上場企業の財務事務等に携わっておられる方の自発的な取り組みを支援するためにも、このメルマガ等を通じて、開示検査に当たっての当委員会の方針等を是非幅広く知っていただければと思う次第である。

それでは、次回以降、具体的な開示検査での課徴金事例等を例として、上場企業に望まれる自律的な正確な情報開示に資するよう、私見を述べさせていただきますこととしたい。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>